



北秋田市では
子育てしやすいまちづくりを
目指しています♪

いげた ようこ
講師 **井桁 容子** 先生

講師プロフィール
非営利団体コドモノミカタ代表理事。
小学館「めばえ」連載、NHK Eテレ「す
くすく子育て」「まいにちすくすく」
出演、「いないいないばあっ!」監修
など多方面で活躍中。

子育て応援講演会

まなざしが保育を高める

～子ども・保護者・保育者の共育を目指して～

0歳から3歳までの大切な時期をどう過ごすしていくのか、一緒に考えてみませんか。

井桁容子氏講演会

入場無料
申込不要

2023年 6月18日 日

10時～11時30分 (開場 9時30分)

北秋田市民ふれあいプラザ 多目的ホール

☎ 子育て課 子育て支援係 ☎62-6638

令和5年6月分以降の児童手当 (特例給付)の支給について

令和5年6月分以降の児童手当(特例給付)の額は、市で所得および世帯の現況を台帳等で確認し決定します。台帳等で確認できない方には「現況届」を6月上旬に送付しますので、下記の期限までに必ずご提出ください。

また、市で現況を確認した結果「特例給付」受給者のうち所得上限を超える方は、特例給付が支給されなくなりますのでご了承ください。

【提出期限】 6月30日(金)必着

【提出場所】 こども課こども応援係
合川/森吉/阿仁総合窓口センター
前田/大阿仁出張所

※ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。
☎ こども課こども応援係 ☎62-6638

<子ども家庭総合支援拠点> 子どものこと、 なんでもご相談ください

子どもの成長や
発達が心配...

子どもが学校を
休みがち...

ひとり親の制度が
知りたい...

近所に心配な
家庭がある...

すべての子どもたちとその家庭や妊産婦を対象に、家庭相談員等がさまざまな相談に対応しています。相談内容に応じて関係機関と連携し、適切な支援につなげていきますので、お気軽にご相談ください。

☎ こども課子育てあんしん係 ☎84-8778

2種類の給付金をお知らせします 受給には手続きが必要です ※一部を除く

物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯の皆さまへ

① 子育て世帯生活支援特別給付金

ひとり親世帯	ひとり親世帯以外
① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方 (18歳以上のお子さんがある方も含みます)	④ 令和4年度中に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した方 (18歳以上のお子さんがある方も含みます)
①④の方は申請は不要です。手当振込口座、または前回の振込口座へ5月30日付けで支給済みです。	
② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方	⑤ 平成17年4月2日から令和6年2月29日(※)までの間に出生した児童を養育する方で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方 ※特別児童扶養手当を受給している場合は、平成15年4月2日以降に出生したお子さんが対象です。
③ 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準にある方	

②③⑤の方は申請が必要です。申請書は市ホームページまたはこども応援係にあります。
申請期限 令和6年2月29日(木)

※ただし、⑤のうち出生などで3月分の児童手当等を新たに受給する方は令和6年3月15日(金)までが期限です。

児童1人あたり **5**万円を給付します

☎ こども課こども応援係 ☎62-6638



令和5年6月1日時点で北秋田市に住民登録のある
住民税均等割非課税世帯、令和5年1～9月までに家計急変のあった世帯の皆さまへ

② 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

住民税非課税世帯	家計急変世帯
世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯 ※世帯全員が住民税が課税されている方の扶養家族である場合は給付金の対象外となります。	予期せず家計が急変したことで、世帯員全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯 収入減少の対象期間 令和5年1～9月

対象世帯には確認書が届きます。必要事項を記入して提出してください。

申請期限 令和5年 **10月2日** (月)

※以下の世帯は、別途申請が必要な場合があります。
・令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯
・令和5年度住民税が未申告の方がいる世帯 等

福祉課窓口へご相談ください

申請期限 令和5年 **10月2日** (月)

※収入が減少することがあらかじめ明らかでない月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

1世帯あたり **3**万円を給付します

☎ 福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637

